

長浜市職員措置請求に係る監査結果

住民監査請求（地方自治法第242条）

令和元年8月7日

長浜市監査委員

第1 請求の概要

1. 請求人

(略)

2. 請求の要旨（以下原文のまま掲載。なお、請求書提出時に請求人から個人敷地に取り込まれている市法定外公共物の1日も早い原状回復措置と廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の摘発を請求する旨の説明があった。）

住民監査請求書

1. 請求の要旨

昨年3月27日及び5月2日に長浜市監査委員に対して住民監査請求を行い、監査委員のお手を煩わしたところです。その主旨は湖北町山田山の麓に斎場「こもれび苑」の東側の保安林である森林の違法開発や簡易水道管理施設の破壊行為、町内の道路河川などの違法行為、農地の無断転用をはじめとする20数年前から自治会の名の下に行われてきた数々の違法・不適正な行為を何度も市当局に指摘しましたが、これらの違法行為が摘発もなされないからです。

先の監査請求後から1年経過しますが、現状では今も何ら進展しておりません。社会的な地位や信用のない一市民の指摘では真摯に対応されない市行政の姿勢に怒りを覚えます。そしてまたもや同関係者が違法行為を繰り返しており、こうした事がまかり通っていることから本件監査請求を行うことといたしました。

本件行為は、市内の主要幹線道路である県道丁野虎姫長浜沿線の長浜市五村字■■の宅地造成に係るもので、別添の登記簿謄本によると所有者は■■で前述の違法森林開発などを首謀していた■■です。当該農地は昨年農地転用により造成がなされているが、現況を見ると隣接にあった里道、水路、市有地（公図と登記簿謄本により確認すると隣地の■■）が勝手に個人敷地に取り込まれており、従前の公共物は跡形も無くなり、水路も個人敷地の下にパイプを敷設する形と姿を変えられてしまっています。

特に公共物として水路に架かっていた鉄板と従前の構造物の上に造成をなされたのではないか、従前の現況写真もあります。土地のかさ上げや処理費用を安くするために故意に埋めたのではないか、こんな行為を平気で行う者であることから他のコンクリート瓦礫などの廃棄物を不法に投入されていると考えられます。現地で当事者と出会すことがあり所有者である■■に「こんな違法行為を未だに続けているのか。いい加減にしろ」と言いましたが、「あんたには関係ない。ほっといてくれ」と開き直されました。

本件について本年3月に市の担当部局である農業委員会や道路河川課に指摘をしていますが、当事者に指導を行っている、農地転用を許可している農業委員会は里道・水路の件は農地転用と関係かがないと弁明するばかりで未だ進展

も見られず、長浜市では法定外公共物を身勝手に破壊したり、不法投棄を行っていることが判明しても毅然とした対応がなされません。下山田町で好き放題を行っている者がまたしてもこのような行為に及んでいるにも拘わらず何の罰則もないということはあってはならないと考えるものです

昨年の監査結果では監査委員から「行政がもっと主体的に取り組むことにより、二度と不適切な事案が発生しないよう、全庁的な取り組みを推進し、市民の不信を招くことのないよう」との意見が付されました。再びこのように監査請求を行はなければなりません。何卒、厳しい姿勢で審査をお願いいたします。

2. 結論

(1) 前述のとおり本件は法定外公共物の破壊行為は明らかであり法定外公共物管理条例違反にあたるものであり、長期間放置することは行政の財産管理の怠慢です。

(2) 廃棄物を埋めたり放置したりする行為は、自分の土地、他人の土地にかわらず、廃棄物処理法第16条の投棄禁止に違反する「不法投棄」にあたり、通報があれば調査を行い違反した場合は最高で5年の懲役と1,000万円（法人の場合は1億円）の罰金のいずれかまたは両方が科せられる犯罪です。

3. 請求の受理

本件請求について、令和元年7月5日に請求書の提出があり、同年7月10日、監査委員において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

本件請求について、請求人の主張が財産の管理を怠る事実に該当するか否かについて法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1. 監査対象部局

本件監査対象部局は、都市建設部道路河川課である。

2. 実施した監査の概要

(1) 請求人陳述

請求人に対して、令和元年7月25日、法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与え、同日、請求人から陳述聴取を行った。なお、請求人から7月22日及び7月25日に追加の証拠資料の提出があった。

(2) 監査対象部課等の調査・陳述

長浜市長に対し弁明書の提出を求め、令和元年7月25日、法第199条第8項の規定により都市建設部道路河川課の関係職員から陳述聴取を行った。

第3 監査の結果

1. 結論

請求人の主張である結論（1）については、理由がないと判断し、棄却する。また、（2）については、却下する。

2. 事実の確認

（1）本件里道、水路等法定外公共物の現況について

里道・水路と一般に呼ばれる道路法、河川法等の適用又は準用を受けない法定外公共物は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）に基づき国から市町村に委譲されたもので、平成22年1月1日の市町合併により、現在は長浜市法定外公共物管理条例（平成18年長浜市条例第152号。以下「市管理条例」という。）に基づき管理している市の公有財産であり、都市建設部道路河川課が所管している。

道路河川課関係職員の陳述及び提出資料によれば、請求人指摘の長浜市五村字■■の土地は、平成19年10月25日付け都市計画法第40条第1項により、水路付替財産として登記された土地（以下「本件境界確定済財産」という。）であり、請求人指摘の一私人が所有する長浜市五村字■■の西側には隣接して官民境界確定がなされていない里道及び水路（以下「本件境界未確定財産」という。）があり、ともに同課が管理する市法定外公共物である。

請求人及び道路河川課から提出された資料により、本件境界確定済財産及び本件境界未確定財産（以下「本件法定外公共物」という。）は埋め立てられ形状変更されている。

本件法定外公共物に対する市管理条例に基づく占用等の許可の申請はなく、無断占用であり、市管理条例違反であると同課も認めている。

（2）本件法定外公共物管理に対する市の対応について

道路河川課関係職員の陳述及び請求人の追加資料等によれば、平成31年2月27日に請求人から長浜市農業委員会へ通報があり、同委員会からの連絡により道路河川課は同日現地確認等の調査を行い、本件法定外公共物が形状変更・造成されていることを確認している。

道路河川課担当者は、同年3月18日、農地転用許可の申請代理人である土地家屋調査士に申請人に原状回復するよう指導願いたい旨伝え、同年4月3日、同土地家屋調査士から現在の地権者の父親が原因者であることと原因者に原状回復するよう伝えたとの報告を受けている。

同年4月26日、道路河川課担当者は原状回復されないため、現在の地権者宅を訪問したところ、この件については父親に話してほしいとのことであった

ので、父親に会い原状回復するように行政指導を行っている。

道路河川課担当者は、原状回復されていないため令和元年7月4日及び同年7月16日、再度行政指導を行うため、地権者の自宅を訪問したが会うことはできず、陳述日に至っている。

陳述日においても原状回復はなく、無断占用は続いている。担当課としては市管理条例に基づき、本件法定外公共物の使用の禁止、協議による境界の確定及び原状回復命令等を行い本件法定外公共物の管理適正化を期すとの陳述である。

3. 監査委員の判断

本件については、法定外公共物の違法な占用の事実は明らかであり、違法な占用に対する市担当課の対応が、法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実に該当するか否かについて判断する。

法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実については、「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等を言う。」(昭和38年12月19日付自治省通知)とされ、又、財産の管理について、地方財政法第8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、法第138条の2は、「普通地方公共団体の執行機関は、(中略)当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と規定している。具体的にいかなる事実が法第242条第1項の「財産の管理を怠る事実」に当たるかについては、「普通地方公共団体の執行機関は、公有財産たる土地(地方自治法238条1項1号)が第三者に占有され、時効取得等によってその財産的価値を減少する恐れが生じている場合には、これを阻止する義務を負い、これを行わないことが、不法占有開始の事情、交渉の経緯、放置期間の長さなどの諸要素を総合的に考慮し、当該執行機関の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、地方自治法242条1項所定の財産管理を違法に怠る事実に該当するものと解することができる。」(横浜地裁平成20年5月14日判決)と判示されている。

これを本件についてみると、上記(2)のとおり市担当者は、本件法定外公共物隣地地権者(本人不在でその配偶者)及びその父親に原状回復するよう行政指導しており、令和元年7月25日現在、原状回復は未だなされていないが、今後、市管理条例に基づき本件法定外公共物の使用の禁止、協議による境界の確定及び原状回復命令等を行い財産管理の適正化を期すと陳述していることからすると、何らの措置を講じず財産の管理を怠る事実には該当しないものと認められ、請求人主張の結論(1)について理由はなく、棄却と判断する。

請求人主張の(2)、本件法定外公共物の無断占用に係る埋め立て造成に瓦礫

など産業廃棄物が投入されていると考えられ、犯罪行為であるとの主張については、住民監査請求の対象は、財務会計上の行為等に限られており、法第242条第1項に定める事項にはあたらないものと判断し、却下とする。

4. 監査委員の意見

監査結果は以上のとおりであるが、本件に関連して次のとおり意見を述べる。法定外公共物である里道及び水路については、その歴史や数の多さ、境界確定の問題、市町合併前の管理状況の違いなどから、その管理の難しさについては理解できるところであるが、本件請求事案については、市担当課も請求人から指摘のあった当日に法定外公共物の無断占用を確認しており、その後においても市民が納得できる迅速な対応をしていれば、市担当者も立会した請求人陳述において「結果として陳述の日までの約5ヶ月間で、原因者には一度の面会で行政指導したというが、職務怠慢ではないか」という請求人の指摘は無かったのではないかと考えられる。

本件法定外公共物の不法占用状態が継続している事実に対し、早期適正化に向け取り組まれたい。

法定外公共物の不法占用が明らかになった場合の対応について、今後こういったことのないよう、市としての明確な方針と是正措置の実務取扱要領等を定め、適切な法定外公共物管理が行われることを要望する。